

格付会社に係る規制について

金融審議会第一部会

平成 20 年 11 月 25 日

野村證券株式会社

常務（内部管理統括責任者） 田中 浩

1. 格付会社への公的規制の導入

- ・ 信用格付は、特に信用リスク等を自己で評価することが困難である個人投資家などにとっては、投資判断を行う際の材料のひとつとして、一定の役割を果たすものと考えられます。
- ・ 一方で、格付会社については、利益相反や格付プロセスの公正性への疑義といった様々な問題が指摘されており、国際的にも公的規制の導入・強化が進んでいます。
- ・ このような状況を踏まえ、わが国においても、格付会社に対して一定の公的規制を導入することに賛成いたします。

2. 格付会社への登録制度の導入

- ・ 格付会社への具体的な規制の方法として、米国ではすでに登録制度が導入されており、EUにおいても登録制度の導入に向けて規則案が公表されているという状況です。
- ・ 格付会社はグローバルに展開されているものもあるため、国際的に整合的な制度を導入するといった観点から、わが国においても、格付会社の登録制度を導入すべきと考えます。
- ・ なお、登録要件としては、信用格付を適切にかつ公正に行うために必要な体制が整備されていることが、最低限の要件とされるべきと考えます。

3. 格付会社に係る報酬の開示

- ・ 格付会社において指摘される問題として、利益相反や独立性の欠如の問題があげられます。これらの問題によって格付の信頼性が失われ、格付の有用性が大きく損なわれるおそれがあります。
- ・ したがって、格付会社の利益相反を防止し、独立性を確保するといった観点から、格付会社が発行体から受領した報酬について、一定の開示を行うべきと考えます。
- ・ 上場会社が会計監査人に支払っている監査報酬について、有価証券報告書での開示が義務付けられている例にならい、例えば、格付会社に一定の情報開示を求める制度を導入し、具体的に開示すべき項目のひとつとして、格付会社が発行体から受領する報酬を含めるべきと考えます。

以上